

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 2月20日
【報告者の名称】	佐藤食品工業株式会社
【報告者の所在地】	SATO FOODS INDUSTRIES CO., LTD
【最寄りの連絡場所】	愛知県小牧市堀の内四丁目154番地
【電話番号】	(0568)77-7316(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役兼上席執行役員 湯原善衛
【縦覧に供する場所】	佐藤食品工業株式会社 (愛知県小牧市堀の内四丁目154番地) 株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 ICoベータ株式会社
所在地 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、本公開買付けに関し、平成21年2月19日開催の取締役会において、以下の理由から、賛同し、当社株主の皆様へ、本公開買付けへの応募を勧める旨を決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の理由及び根拠

本公開買付けの概要

公開買付者は、平成21年2月20日現在においてインテグラル株式会社（以下「インテグラル」といいます。）の100%子会社であり、今後インテグラルが運営・管理するインテグラル1号投資事業有限責任組合（以下「インテグラルファンド」といいます。）及びインテグラルが併せてその議決権の100%を保有する予定の会社であります。インテグラルは、「Trusted Investor = 信頼出来る資本家」を企業理念とし、「ハートのある信頼関係を事業全ての基礎とします」、「長期的な企業価値の向上を愚直に追求します」、「最高の英知を結集し、『新しい何か』の創造に挑戦します」の3つの行動規範を掲げて、投資先企業の経営陣との信頼関係を礎にし、長期的視野に立ってエクイティ投資を行う投資会社です。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社の創業者であり主要株主である佐藤仁一氏及びその親族である佐藤京子氏並びに株式会社サトウ・コーポレーション（株式会社サトウ・コーポレーションは、佐藤仁一氏及び佐藤京子氏があわせてその議決権の100%を保有する会社です。以下、佐藤仁一氏、佐藤京子氏及び株式会社サトウ・コーポレーションを総称して「佐藤氏ら」といいます。）の保有する当社株式の一部である2,230,000株（発行済全株式に対する所有割合（以下「所有割合」といいます。）：約23.91%）を除く当社の発行済株式の全部（自己株式を除きます。）を取得することを企図しており、当社を非公開化させるための一連の手続の一環として本公開買付けを実施し、ご応募いただいた当社株式の全部を買付けることとしております。

本公開買付けの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は2,121円です。

本公開買付けに賛同するに至った背景及び理由並びに意思決定の過程

当社は1954年に白醤油の製造販売会社として設立され、以降、企業目的を「人類貢献」、企業目標を「グローバルワン」と定め、「天然食品の持つ“味・風味・色調”を損なうことなく粉末化すること」を目指し、差別化された商品開発、製造技術開発、装置技術開発に取り組み、現在に至っています。差別化への取り組みの成果として、世界初となる粉末アルコールの商品化をはじめ、鰹・昆布・椎茸など風味豊かな天然調味料や香り豊かな茶エキス粉末の商品化など、当社独自のノウハウによって事業を発展させてきました。また、これまでに蓄積してきたノウハウを元に、植物エキスなどの新製品開発に注力するなど、天然食品加工分野における新たな領域の開拓を積極的に推進しております。さらに、製品の安全性と生産効率を一層強化すべく、新工場（第三工場）建設を行っており、平成18年5月に第一期工事（包装工場・物流センター）が完了・稼動を開始し、現在は第二期工事（エキス工場）に着手するなど積極的な事業展開を行ってきております。

しかしながら、当社を取り巻く日本の食品業界は、少子高齢化による市場の縮小、世界的な農作物不足による原材料価格の高騰、相次ぐ品質表示や原材料表示の違反及び輸入食品の農薬汚染問題などの品質管理問題、同業他社による新製品の開発販売競争の激化など、大競争・淘汰の時代となってきており、この傾向は今後も更に激しさを増すものと考えられます。

このような状況下で、当社が厳しい競争に勝ち残り、企業価値を高めるためには、製品開発技術と生産技術・設備開発技術を融合したより付加価値が高い製品の開発、消費者の安全・安心へのニーズに応える品質管理体制の一層の充実、多様化する市場や顧客ニーズに合致した製品の提案を行うための組織営業体制の構築、海外での事業展開、設備・IT投資に基づくオペレーション効率化による継続的なコスト削減、等の施策を含む当社の経営改革に取り組む必要があります。

当社は、これまで堅実かつ堅調な成長戦略のもとで企業価値の向上に努めてきましたが、上述の様々な施策を迅速に行っていくためには、これまで以上にネットワーク、信用力、経営ノウハウ、資金調達力が必要となるため、それらの機能を強化できる第三者との協働が必要であると考えておりました。

かかる状況のもと、インテグラルは、当社の創業者である佐藤仁一氏と、当社の企業価値向上についての協議・検討してきたとのことです。上述の様々な経営改革の施策展開の過程では、一時的にせよ却って業績の悪化、それに起因する株価の下落の可能性も想定され、近年ますます短期的な志向を強めている資本市場から、十分な評価を得られない可能性もあります。さらに経営改革にはリスクも伴い、失敗した場合は企業価値を毀損するだけに終わることも皆無とはいえません。

かかる状況を踏まえ、インテグラルは、経営改革に伴うリスクを、当社の一般株主の皆様にも負って頂くことを回避すると共に、当社が短期的な業績の波にとらわれず中長期的な観点から企業価値向上を行うためには、経営改革推進期間を通じて、当社経営陣を中長期的かつ専門的に支援して、当社経営陣と一体となって、迅速かつ果敢に経営改革を推進する体制を構築することが不可欠と判断し、そのために、本公開買付け及びその後の一連の手続により、当社株式を非公開化することが最善であるとの結論に至り、本公開買付けを行うこととしたとのことです。

他方、当社は、平成3年4月に日本証券業協会に登録銘柄として株式を登録し、平成16年12月にはジャスダック証券取引所に株式を上場して以来、資本市場からの資金調達であるエクイティ・ファイナンスの活用、知名度の向上、それに伴う優秀な従業員の確保、顧客及び取引先の皆様に対する信用力の向上など、様々なメリットを享受してきたと考えております。しかしながら、当社の現在の財務状況を鑑みると、後述しますように当社の親会社である株式会社TZCI（以下「TZCI」といいます。）の保有する当社株式の売却に伴う資本関係の解消に伴う当社及びTZCIの親会社である株式会社SFCG（以下「SFCG」といいます。）に対する大口与信の解消がなされれば、今後資本市場からのエクイティ・ファイナンスを行う必要性は必ずしも高いものとはいえません。むしろ、近年、資本市場に対する規制が急激に強化されていることに伴って、株式の上場を維持するために必要なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託にかかる費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示にかかる費用等）が増大しており、かかるコストは今後もさらに増大することが予想されることから、かかるコストが当社の経営改革推進の足かせになる可能性も否定できません。当社の企業価値を中長期的に検討した場合、少なくとも当面の経営改革推進期間中には株式の上場を維持することに起因するデメリットがそのメリットを上回っているものと考えられ、その観点からもインテグラルが提案する非公開化が当社の中長期的な企業価値向上にとって最善であると考えに至りました。

また、当社は、インテグラルは、当社が必要とする機能を補完できるパートナーとしてふさわしいものと考えております。すなわち、インテグラルは、経営・財務戦略・マーケティング・海外進出業務・国際業務提携などの豊富な人材ネットワークを有しているとのことであり、かかる人材ネットワークを活用し、公開買付者を通じて当社の経営改革推進に必要な人材を供給することを予定しているとのことです。また、同社は、当社の事業に深い関係を有する関連する食品・菓子業界等の経営トップ層との間でも幅広いネットワークを有しているとのことであり、かかるネットワークを活用することにより、当社の強みである技術力・生産力をより一層効果的にアピールし、売上高の増加につなげていくことを考えているとのことです。さらに、インテグラルが有する、経営、ガバナンス、コンプライアンス等の各種ノウハウを、公開買付者を通じて当社に導入することにより、当社の経営改革を着実に推進していくことも見込まれております。当社は、このようなインテグラルが有するネットワーク、ノウハウ等を最大限活用することで、当社の企業価値の向上につながるものと考え、インテグラルが、当社が必要とする機能を補完できるパートナーとしてふさわしいものと考えました。

当社経営陣は、インテグラルと協議を実施し、その結果、これら諸般の事情を総合的に考慮して、当社取締役会も本公開買付けに賛同することといたしました。

大株主の本公開買付けへの応募の同意について

なお、インテグラルは、TZCI並びに当社及びTZCIの親会社であるSFCGとも協議・交渉を行い、後記（7）記載のとおり平成21年2月19日付で公開買付応募契約書を締結しており、TZCIの保有する当社株式に同日現在設定されている担保権を解除した上で本公開買付けに応募していただける旨の同意（但し、当該契約においては、TZCIが保有する全ての当社株式には、本日現在、担保権が設定されており、かかる担保権が解除されなかった場合には、TZCIは、その保有する当社株式の全てにつき本公開買付けへの応募を行うことができません。その場合、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たないことにより、本公開買付けが不成立となる可能性があります。なお、TZCIによれば、かかる担保権の解除には、被担保債権の弁済又は担保権者の同意が必要とのことですが、TZCIは、本公開買付け期間中に、被担保債権の弁済を行うか又はTZCIの保有する当社株式について本公開買付けに応募することによって得られる売買代金による弁済等の方法を提案することによる担保権解除の同意を得るための交渉を行っていくとのことです。）を得ているとのことです。さらに、公開買付者は、平成21年2月20日現在において当社の取締役であり当社の大株主である湯原善衛（保有株式数521,820株（所有割合5.60%））、その母である湯原幸子氏（保有株式数152,009株（所有割合1.63%））、当社の代表取締役である吉松明文（保有株式数2,000株（所有割合0.02%））及び当社の取締役である鈴木宗行（保有株式数2,100株（所有割合0.02%））との間でも、平成21年2月19日付で公開買付応募契約書を締結しており、かかる契約に基づき、その保有する当社株式の全部（合計677,929株（所有割合：約7.27%））について、本公開買付けに応募していただける旨の同意を得ております。

SFCGに対する大口与信の解消

最近の金融情勢逼迫の中、当社は、当社監査役会とも協議のうえ、当社が保有する有価証券等のリスク管理を強化する必要性を認識してきました。当社はこれまで、SFCG発行に係るコマーシャルペーパー（額面金額15億円、以下「本CP」といいます。）及びSFCGが償還を保証する株式会社Jファクター（以下「Jファクター」といいます。）発行に係る無担保普通社債（社債総額50億円、平成20年12月5日付一部償還後の社債元本残高40億円、以下「本社債」といい、本CPと併せて「本社債等」といいます。）を保有しております。なお、本社債等の額面金額の合計額（55億円）は、当社が平成21年2月12日に提出した第55期第3四半期報告書に記載された当社の第55期第3四半期末における総資産約213億円の25%超、同報告書に記載された当社の第54期年間売上高約68億円の80%超に相当します。当社は平成20年4月15日に本社債を含む額面50億円のSFCGが償還を保証するJファクター発行の私募社債を余資運用の一環として取得しました。その後、平成20年12月5日に、当該社債の一部である額面10億円相当の社債が期限前償還されました。また、当社は、本社債とは別に、平成20年4月8日に額面15億円のSFCG発行のCPを取得し、以後、SFCG発行のCPによる余資運用を継続し（平成20年12月8日以前に引き受けた同社のCPについては、既に償還済み）、直近では平成21年1月19日に額面15億円の本CPを取得しました。当該取得当時から今日に至るまでSFCG及びJファクターの返済能力が特に大きく変化したとは認識しておりませんが、当社は、最近の逼迫しつつある金融情勢を鑑み、上述のリスク管理強化の一環として、当社決算期日である平成21年3月末を一つの区切りとして、同日までの本社債等の償還又は第三者への売却による大口与信の解消が、リスク管理上重要であると判断し、本社債等の償還又は第三者への売却と当社の余資の運用方針等に関し、SFCGとの間で協議を重ねてまいりました。

かかる協議と並行して、TZCI並びに当社及びTZCIの親会社であるSFCGは、平成21年3月末までの当社株式の売却換価を検討し、インテグラルを売却先候補として買付価格等の条件の交渉を続けてきたとのことです。また、SFCG及びTZCIは、本社債等の償還又は第三者への売却についても、インテグラルとの間で協議を重ねてきたとのことです。

以上の協議を踏まえ、公開買付者、TZCI、SFCG及び当社は、TZCIが保有する当社株式をインテグラルの100%子会社である公開買付者に本年3月末までに売却したいというTZCI及びSFCGの意向や、仮にTZCIが当社株式の当該売却を行い当社とTZCI及びSFCGとの資本関係を解消するのであれば、本社債等に係る資金関係の解消も併せて行いたいというインテグラルの意向、更には、上記のとおり平成21年3月末までに本社債等の償還又は第三者への売却による大口与信の解消がリスク管理上重要と判断している当社の意向も踏まえ、以下のとおり、当社が本社債等をTZCIに譲渡することにより、TZCI及びSFCGと当社との資本関係の解消に併せて資金関係の解消も行うことで合意しました。

すなわち、当社、公開買付者、本社債の発行会社であるJファクター及び本社債の償還債務の連帯保証人でありかつ本CPの発行会社であるSFCGは、平成21年2月19日付で、社債等譲渡契約書を締結し、本公開買付けの決済日をもって本社債等をTZCIに譲渡すること、及びかかる本社債等の譲渡の対価は、TZCIが本公開買付けに応募することにより取得することとなる、公開買付者に対する株式売買代金支払請求権のうち、本社債等の額面金額（総額55億円）に相当する債権（総額5,500,001,157円、以下「本譲渡対象債権」といいます。）とし、平成21年2月19日付けで本譲渡対象債権（将来債権）の譲渡を行うこと等の合意を行いました。

当社として、平成21年3月末までの本社債等の全額の償還又は第三者への売却は、上記の当社リスク管理の方針に合致するものであり、本社債等の全額の期限前償還又は第三者への売却を行うべく本公開買付けが本年3月末までに完了するように協力することが肝要であると判断したことも、当社が本公開買付けに賛同すると判断した理由の一つです。

本公開買付け終了後の見通し

インテグラルは、公開買付者、インテグラル及びインテグラルファンドと当社との間で平成21年2月19日付で締結した業務資本提携契約（以下「本業務資本提携契約」といいます。）に基づき、当社の経営方針を尊重しつつ、インテグラルの有するノウハウを最大限に生かして、当社の資金調達や経営基盤強化の支援を行う予定です。本業務資本提携契約の概要につきましては、当社が別途平成21年2月19日付で開示致しました「業務資本提携のお知らせ」をご覧ください。

なお、当社の取締役のうち、吉松明文、湯原善衛、及び鈴木宗行は、本公開買付け終了後も継続して当社の経営にあたることを予定しております。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置

公開買付者における検討

本公開買付価格の算定にあたり、公開買付者は、当社のEBITDA、当期純利益等の財務状況を精査したほか、当社の公表資料並びにインテグラルが行った財務、税務、ビジネス及び法務の各デューデリジェンスの結果に基づき、将来の業績の見通し等を精査しました。また、公開買付者は、当社の潜在的な事業拡大の可能性も考慮し、慎重に検討を重ねた上で、想定財務諸表を作成したほか、類似会社比較法及び類似取引比較法による評価を行いました。その上で、公開買付者は、当社及び佐藤氏らとそれぞれ別個に行った協議・交渉の結果や、当社による本公開買付けへの賛同の可否、TZCI及びSFCGとの協議・交渉の結果並びに本公開買付けの見通し等も踏まえ、当社の既存株主に対して当社株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、本公開買付価格を1株あたり2,121円と決定したとのことです。

なお、1株あたり2,121円の本公開買付価格は、本公開買付けの開始を決定した日の前営業日（平成21年2月18日）の終値、また同日までの過去1ヶ月間、3ヶ月間の株式会社ジャスダック証券取引所における当社株式の終値平均（小数点以下を四捨五入）に対して以下のプレミアム（小数点以下第3位を四捨五入）を加えた価格となります。

平成21年2月18日の終値1,215円に対して約74.57%のプレミアム
過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,179円に対して約79.90%のプレミアム
過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,086円に対して約95.30%のプレミアム

当社における検討

当社取締役会は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社の財務アドバイザーである株式会社みずほ銀行（以下「みずほ」といいます。）及び法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所（以下「TMI」といいます。）から助言を得るとともに、アビームM&Aコンサルティング（以下「アビーム」といいます。）より平成21年2月18日に当社の株式価値の算定結果について株式価値算定書（以下「算定書」といいます。）を取得し、算定書の算定結果を参考として本公開買付価格の妥当性について検討を進め、また、公開買付者との間で協議・交渉を行いました。なお、みずほ、アビーム及びTMIは、それぞれ当社、公開買付者、SFCG及びTZCIの関連当事者に該当いたしません。

アビームは、当社の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社から事業の現状及び将来の事業計画について資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定しました。アビームは、当社の株式価値を算定するに際して、当社より受領した事業計画などの資料に基づき、多面的に評価を行うため、市場株価法、類似会社比準法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行いました。算定書によれば当社の普通株式1株あたりの価値の範囲は、市場株価法では1,057円～1,215円、類似会社比準法では1,531円～1,629円及びDCF法では1,910円～2,074円が算定結果として示されております。すなわち、アビームは、市場株価法では、平成21年2月18日を基準日として、当社株式のジャスダック証券取引所における基準日終値、売買株価終値の過去1ヶ月間、3ヶ月間のそれぞれにおける単純平均値（小数点以下四捨五入）及び過去1ヶ月間、3ヶ月間のそれぞれにおける出来高加重平均価格を分析したところ、それぞれ1,215円、1,179円、1,086円、1,191円、1,057円という結果を得ました。また、類似会社比準法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業数社の過去3ヶ月における市場株価と財務計数との関係から算定される株価指標（EBITDA倍率、PBR）をベースに、当社の現時点での財務状況に換算して当社の株式価値を算定したところ、1,531円～1,629円までとなりました。さらに、DCF法では、当社の収益予想や設備投資計画等の諸要素を前提とし、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1株あたりの理論的価値を算定したところ、1,910円～2,074円となりました。

当社取締役会は、助言の内容や算定書も参考とし、他方で、本公開買付けに関する諸条件、特に本公開買付け後に当社の上場廃止と後記(4)で述べますようにその後の組織再編等（いわゆる二段階買収）が企図されている旨の説明を受けていることを含め、当社の置かれた状況及び少数株主の方々には与える影響等について慎重に検討いたしました。その結果、当社取締役会は、本公開買付けが当社の経営基盤の強化、事業の再構築及び今後の展開に寄与するものと判断し、本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社株主に対して合理的な価格での売却機会を提供するものであると判断して、本公開買付けに賛同すると共に、当社株主に対し本公開買付けへの応募を勧める旨の決議をいたしました。

当社は、かかる取締役会において、本公開買付けが成立した場合には、平成21年3月31日を基準日とする期末配当に関する議案を平成21年3月期に係る定時株主総会に上程しない旨及び株主優待制度を廃止する旨の決議をいたしました。

なお、当社の取締役のうち、鈴木昌也、菊池渡及び山村友幸は、当社の親会社であり本公開買付けにおいて応募契約を締結しているSFCG又はその子会社の役職員を現に兼務し又は過去にこれらの会社の役職員であった取締役であり、いずれも利益相反のおそれがあることから、特別利害関係人に準じて、上記の賛同決議には参加していません。

また、上記の賛同決議は、特別利害関係人に準じる取締役を除く取締役全員が出席して行われ、全員一致で行われました。また、当該取締役会には当社の監査役4名全員（うち3名が社外監査役）が出席し、いずれの監査役も当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。

(4) 本公開買付けの後に想定される組織再編等（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、応募株券等の総数が株式に換算した買付予定数を超える場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。これに対して、本公開買付けに対する応募株券等の総数が買付予定数に満たない場合は、本公開買付けを行わない旨の条件を付しており、この場合には、本公開買付けは不成立となり、公開買付者は応募株券等を買付けません。本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、佐藤氏らと併せて当社の発行済全株式の90.58%以上の株式を保有することになりますが、本公開買付けで当社の発行済全株式（自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、以下の方法により当社の株主に対して当社株式売却の機会を提供しつつ、公開買付者と佐藤氏らとで当社の発行済株式の全部（自己株式を除きます。）を保有することとなるよう必要な手続を行う予定です。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、インテグラルが締結した本業務資本提携契約に基づき、(i) 本公開買付けの決済日以降の日を基準日として、定款の一部変更をして当社を会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）の規定する種類株式発行会社に変更すること、定款の一部変更をして当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び 当社の当該株式の全部取得と引き換えに当社の別個の種類株式を交付すること、以上 乃至 を付議議案に含む臨時株主総会又は定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定です。

また、上記手続を実施するに際しては、本株主総会において のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記 については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、(ii) 本株主総会と同時に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。

当社は、本業務資本提携契約に基づき、公開買付者がこれらの要請を行った場合には、上記(i)にかかる本株主総会及び同(ii)にかかる本種類株主総会を開催する予定です。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には佐藤氏らと併せて当社の総議決権の90.58%以上を保有することになる予定であり、公開買付者及び佐藤氏らは、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続（以下総称して「本件スクイズアウト手続」といいます。）が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、自己株式を除く当社株式の全てが当社に取得され、当社の株主には当該取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、当該株式の上場申請は行われず、当社の株主で交付されるべき当該当社株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令に定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切捨てられます。）を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却の結果当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付価格を基準として算定する予定です。

また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の数は平成21年2月20日現在未定であります。公開買付者と佐藤氏らとで当社の発行済株式の全部（自己株式を除きます。）を保有することとなるよう、公開買付者及び佐藤氏ら以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記乃至の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの方法による1株あたりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付価格と異なることがありえます。これらの方法による請求又は申立を行うにあたっては、その必要手續等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、上記乃至の手續については、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者及び佐藤氏らの株式所有割合及び公開買付者及び佐藤氏ら以外の当社株主の当社の株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者及び佐藤氏ら以外の当社の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しています。

上記乃至又はこれに代わる手續の実施により、当社の株主は公開買付者及び佐藤氏らのみとなる予定です。

上記乃至の手續の実施の詳細・時期は現時点では未定です。議案や手續の実施の詳細については、決定次第、速やかに公表いたします。

公開買付者は、上記乃至又はこれに代わる手續の実施後に、当社との間で当社を吸収合併消滅会社、公開買付者を吸収合併存続会社とする吸収合併を行うことを予定しております。

なお、本公開買付けは、上記本株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。上記の各手續における税務上の取扱いについては、株主各位の必要により税務専門家にご確認下さい。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨

当社の株式は株式会社ジャスダック証券取引所に上場されていますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定いたしませんので、本公開買付けの結果、株式会社ジャスダック証券取引所の上場廃止基準に該当した場合には、当社の株式は、所定の手續を経て上場廃止となります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者の要請に応じて当社が上記(4)記載の方法により全部取得条項付株式の取得を行う場合には、当社の株式は上場廃止となります。上場廃止となった場合、当社の株式は株式会社ジャスダック証券取引所において取引することはできません。

(6) 上場廃止を目的とする公開買付けに賛同する理由

当社は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の理由及び根拠」に記載のとおり、本公開買付けを含む非公開化のための一連の取引が、当社の利益改善及び企業価値向上のために不可欠であり、それが最終的には当社の株主の皆様様の利益に資するものと判断し、公開買付者による本公開買付けに賛同した上、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを勧めることといたしました。

公開買付者は、当社の少数株主の利益を保護するべく、上場廃止に伴う代替措置として、上記(4)に記載の方法により、公開買付者及び佐藤氏らを除く当社株主に対して当社株式の売却機会を提供しつつ、当社の子会社化を行うことを企図しております。なお、当社の子会社化の過程において公開買付者及び佐藤氏ら以外の当社株主に交付される金銭の額は、特段の事情がない限り、本公開買付価格（本社債等が償還された場合の買付価格の引上げを行った場合には変更後公開買付価格）を基準として算定される予定です。

(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けにおいて、公開買付者は、当社の親会社であるTZCI及びSFCGとの間で、平成21年2月19日付で公開買付応募契約書を締結しており、かかる契約に基づき、TZCIが保有する全ての当社株式（4,716,380株（所有割合：約50.57%））について、当該株式に同日現在設定されている担保権を解除した上で本公開買付けに応募する旨の同意を得ております（但し、当該契約においては、TZCIが保有する全ての当社株式には、本日現在、担保権が設定されており、かかる担保権が解除されなかった場合には、TZCIは、その保有する当社株式の全てにつき本公開買付けへの応募を行うことができません。その場合、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たないことにより、本公開買付けが不成立となる可能性があります。なお、TZCIによれば、かかる担保権の解除には、被担保債権の弁済又は担保権者の同意が必要とのことですが、TZCIは、本公開買付け期間中に、被担保債権の弁済を行うか又はTZCIの保有する当社株式について本公開買付けに応募することによって得られる売買代金による弁済等の方法を提案することによる担保権解除の同意を得るための交渉を行っていくとのことです。）。

さらに、公開買付者は、平成21年2月20日現在において当社の取締役であり当社の大株主である湯原善衛（保有株式数521,820株（所有割合5.60%））、その母である湯原幸子氏（保有株式数152,009株（所有割合1.63%））、当社の代表取締役である吉松明文（保有株式数2,000株（所有割合0.02%））及び当社の取締役である鈴木宗行（保有株式数2,100株（所有割合0.02%））との間でも、平成21年2月19日付で公開買付応募契約書を締結しており、かかる契約に基づき、その保有する当社株式の全部（合計677,929株（所有割合：約7.27%））について、本公開買付けに応募していただける旨の同意を得ております。

また、インテグラルは、佐藤氏らとの間で、当社の創業者一族として同社の発展に寄与してきた佐藤氏らが、直接又は間接に株主としての出資の全部又は一部を継続することにより、当社の経営基盤の安定とさらなる企業価値の向上を図ることを目的として、平成21年2月13日付で覚書を締結しており、かかる覚書に基づき、佐藤氏らから、佐藤仁一氏が保有する当社株式の一部（合計258,000株（所有割合：約2.77%））及び佐藤京子氏が保有する当社株式の一部（合計3,840株（所有割合：約0.04%））について、本公開買付けに応募し、佐藤仁一氏が保有する当社株式の一部（合計1,250,000株（所有割合：約13.40%））、佐藤京子氏の保有する当社株式の一部（合計200,000株（所有割合：約2.14%））及び株式会社サトウ・コーポレーションが保有する当社株式の全部（合計780,000株（所有割合：約8.36%））について、本公開買付けに応募しない旨の同意を得ております。

このほか、公開買付者及びインテグラルは、当社との間で、本業務資本提携契約を締結しております。

なお、当社は、その保有する自己株式を処分しない予定であり、自己株式については本公開買付けへ応募しない予定です。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
吉松 明文	代表取締役社長	代表執行役員	2,000	200
湯原 善衛	専務取締役	上席執行役員	521,820	52,182
鈴木 宗行	取締役	執行役員技術部長 兼品質保証部長	2,100	210
栗栖 敏郎	常勤監査役	-	81,900	8,190
長谷川 憲治	監査役	-	5,000	500
上田 正	監査役	-	3,000	300
計	-	-	615,820	61,582

(注) 所有株式数及び議決権数は本報告書提出日現在のものです。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上